

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成事務
②事務の概要	子ども医療費助成は、乳幼児(出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)および子ども(乳幼児以外の者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの)を養育している者に対し、当該児童に係る医療費の一部を助成し、児童の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、葛城市子ども医療費助成条例(平成16年10月1日条例第91号)及び葛城市子ども医療費助成条例施行規則(平成16年10月1日規則第54号)に基づき、対象児童の医療費を助成するものである。 葛城市は、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 子ども医療費助成受給資格に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務の審査 2 子ども医療費助成金の支給に関する事務
③システムの名称	・福祉医療システム(ファミリー製品) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム

2. 特定個人情報ファイル名	
・福祉医療システム(ファミリー製品)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) (令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第9条第2項 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第1項、別表第一(項番2) ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時点) 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第19条第8号 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第2項、別表第二(項番2) ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報セキュリティ研修を受講し、業務を執行している。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底し、複数人での確認を行うこととしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報については基幹システムのみで扱い、定期的に情報セキュリティに関する研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（番号法第9条第2項に基づく条例）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1の2の項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第3条	事後	制度改正
平成30年11月1日	4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律（番号法）第19条第14号 ・番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報情報の提供に関する規則	（情報提供の根拠） ・なし（情報提供は行わない） （情報照会の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項別表第2の2の項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第10条	事後	制度改正
平成30年11月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月28日	平成30年11月1日時点	事後	更新
平成30年11月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年12月28日	平成30年11月1日時点	事後	更新
令和1年7月1日	Ⅰ 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項別表第1の2の項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第3条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（平成31年3月29日法律第6号施行時点）第9条第2項 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月21日条例第25号）（平成30年9月26日条例第18号施行時点）	事後	法令施行日等追記
令和1年7月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・なし（情報提供は行わない） （情報照会の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項別表第2の2の項 ・葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第10条	【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（平成31年3月29日法律第6号施行時点）第19条第8号 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月21日条例第25号）（平成30年9月26日条例第18号施行時点）第4条第2項、別表第二項（番2） ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年12月21日規則第3号）（平成29年3月17日規則第29号施行時点）	事後	法令施行日等追記
令和1年7月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 IVリスク対策	新設	基礎項目評価書	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	2. 特定個人情報の入手（情報 IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	3. 特定個人情報の使用 IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	3. 特定個人情報の使用 IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	4. 特定個人情報ファイルの取 IVリスク対策	新設	委託しない	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	5. 特定個人情報の提供・移転 IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステ IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	6. 情報提供ネットワークシステ IVリスク対策	新設	〔O〕 接続しない（提供）	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	7. 特定個人情報の保管・消去 IVリスク対策	新設	十分である	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	8. 監査 IVリスク対策	新設	内部監査	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和1年7月1日	9. 従業者に対する教育・啓発 IVリスク対策	新設	十分にしている	事後	様式変更による （IVリスク対策追加）
令和2年6月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	乳幼児等医療費助成は、中学生以下の児童を養育している者に対し、当該児童に係る医療費の一部を助成し、児童の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、葛城市乳幼児等医療費助成条例（平成16年10月1日条例第91号）及び葛城市乳幼児等医療費助成条例施行規則（平成16年10月1日規則第54号）に基づき、対象児童の医療費を助成するものである。 葛城市は、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の規定に従い、特定個人情報以下を事務で取り扱う。 1 乳幼児等医療費助成受給資格に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又は その申請等に対する応答に関する事務の審査 2 乳幼児等医療費助成金の支給に関する事務	乳幼児等医療費助成は、乳幼児（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）および子ども（乳幼児以外の者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者に対し、当該児童に係る医療費の一部を助成し、児童の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、葛城市乳幼児等医療費助成条例（平成16年10月1日条例第91号）及び葛城市乳幼児等医療費助成条例施行規則（平成16年10月1日規則第54号）に基づき、対象児童の医療費を助成するものである。 葛城市は、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の規定に従い、特定個人情報以下を事務で取り扱う。 1 乳幼児等医療費助成受給資格に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又は その申請等に対する応答に関する事務の審査	事後	評価書再実施による 対象年齢拡大による
令和2年6月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（平成31年3月29日法律第6号施行時点）第9条第2項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（令和元年5月31日法律第17号施行時点）第9条第2項	事後	施行時点修正
令和2年6月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（平成31年3月29日法律第6号施行時点）第19条第8号	【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（令和元年5月31日法律第17号施行時点）第19条第8号	事後	施行時点修正
令和2年6月1日	Ⅶ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	Ⅶ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正
令和2年6月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱人数	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正
令和2年7月1日	Ⅶ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5012	事後	課名変更
令和2年7月1日	Ⅶ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5012	事後	課名変更
令和2年7月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計測時点修正
令和2年7月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱人数	令和2年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計測時点修正